

## 新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応について

(令和3年9月13日現在)

今回、金沢市に適用されている『まん延防止等重点措置』の期間が、令和3年9月30日(木)まで延長されたことから、引き続き児童と保護者の皆様、そして児童福祉事業従事者の健康と命を守り、新たな集団感染(クラスター)の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、児童クラブの対応について、改めてご案内いたします。なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性がありますことをお伝えします。

### 1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、児童クラブの利用を自粛される方の保護者負担金の取扱いについて(期間の延長)

今後も新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されることから、感染防止のため、児童クラブの利用を自粛された場合には、保護者負担金を日割り計算により減額いたします。

期間：令和3年8月2日(月)から 令和3年9月30日(木)まで

### 2. 児童クラブの臨時休所等について

児童クラブの在籍児童・職員が感染した場合は、必要に応じて、当該児童クラブの臨時休所を行うことがあります。

また、以下の場合、利用児童は通所停止または通所自粛となりますので、ご協力をお願いいたします。

区 分	対 応	
利用児童がPCR検査で陽性となった場合 利用児童が濃厚接触者となった場合	通所停止	保健所が指示する期間
利用児童の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	通所自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで
保護者の勤務先が、感染症予防の観点から休業となった場合(自主休業を含む)	通所自粛	休業期間中

※ 上記に該当し、欠席した場合の保護者負担金は、日割り計算により減額します。

※ 利用児童やご家族について、「PCR検査を受けた」あるいは「陽性または濃厚接触者として特定された」場合には、必ず児童クラブにご連絡いただきますようお願いいたします。

### 3. 児童クラブへの通所の際の健康管理について

子供の家庭感染の事例が多くなってきています。

ご家庭においても、日常生活における三密(密閉、密集、密接)の回避、手洗い、マスクの着用など感染防止対策を徹底するとともに、県域をまたぐ不要不急の移動の自粛、大人数や長時間に及ぶ会食を避けるなど「人と人との接触の回避」や「感染リスクの高い場面の回避」の徹底に努めてください。

また、児童及び同居の家族等に発熱等の症状がある場合は、通所はしないで、家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。

相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」に電話で相談してください。

【連絡先】 石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター 0120-540-004  
(24時間対応、フリーダイヤル)

#### 4. 熱中症への注意について

夏季におけるマスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。例年以上にご注意をお願いします。

＜「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント＞

- ・暑さを避ける。
- ・エアコン使用中もこまめに換気
- ・のどが渇いていなくてもこまめに水分補給
- ・日常の健康管理

#### 5. 感染者に対する偏見や差別の防止について

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。